

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

認定申請の種別		区分	用途	評価手法	床面積合計	手数料（円）		
						当初申請 （法第54条 第1項）	変更申請 （法第55条 第1項）	
新築等計画 の認定の （変更） 申請	当該計画が法第54 条第1項第1号に 掲げる基準に適合 すると市長が認め た場合	①	一戸建ての住宅	標準計算法 仕様基準	全て	5,000	3,000	
		②	共同住宅等	標準計算法 仕様基準 仕様・計算併用	300m2未満	10,000	5,000	
					300m2以上	21,000	11,000	
	登録建築物調査機 関等による適合証 が提出された場合	③	非住宅	標準入力法 モデル建物法 モデル建物法 （小規模版）	300m2未満	10,000	5,000	
					300m2以上	17,000	9,000	
	上記以外	④	一戸建ての住宅	標準計算法	200m2未満	35,000	18,000	
					200m2以上	39,000	20,000	
		⑤			仕様基準	200m2未満	18,000	10,000
						200m2以上	19,000	10,000
		⑥			仕様・計算併用	200m2未満	26,000	13,000
						200m2以上	28,000	15,000
		⑦	共同住宅等	標準計算法	300m2未満	70,000	35,000	
					300m2以上	116,000	59,000	
		⑧			仕様基準	300m2未満	34,000	18,000
						300m2以上	58,000	30,000
		⑨			仕様・計算併用	300m2未満	51,000	26,000
	300m2以上					85,000	43,000	
⑩	住宅以外	モデル建物法 モデル建物法 （小規模版）	300m2未満	88,000	44,000			
			300m2以上	111,000	57,000			
		⑪		標準入力法	300m2未満	229,000	115,000	
					300m2以上	287,000	144,000	

- 一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、棟ごとに認定手数料を算出し全ての手数料を合算します。
- 複合建築物に係る申請の場合は、申請部分（住宅部分、非住宅部分）ごとの床面積により手数料を算出し、合算します。
- 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査手数料を加えた額とします。